

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う
学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）

令和2年5月

神奈川県教育委員会

まえがき

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための県立学校における臨時休業については、国の動向並びに本県の実施方針及び県内の感染状況等を踏まえ、何よりも生徒の安全、安心な生活の確保を第一に、3月2日以来、春季休業を挟んで5月6日までの間、継続してきました。そうした中、令和2年5月4日に、国により緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことに伴い、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針が改定され、知事から、同法第24条に基づく要請がありました。この要請を受けて、県教育委員会として、5月6日までの臨時休業の期間を、5月31日まで延長することとしました。

これまで、県教育委員会では臨時休業中の生徒の学習について、別表のとおり、令和2年2月28日付け高第5416号高校教育課長依頼文書「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて」をはじめとした臨時休業に係る各通知等により、臨時休業中の家庭学習のための課題についての留意点等を示してきました。これらの通知等を踏まえ、各学校では、生徒の実情等に応じて各教科・科目等の課題等を課すことにより、家庭学習を促すことで、生徒の学習保障に取り組んできました。

この度の緊急事態宣言の期間の延長に伴い臨時休業期間を延長することとしたことから、これまで各学校が通知等の趣旨を踏まえて課してきた家庭学習の内容について、「課題等による家庭学習で十分な成果を期待できるもの」であるのかなどの視点から、もう一度整理し、家庭学習で扱う単元、学習内容等を適切に定め、年間指導計画等の見直しを行うことが必要です。

また、今後、仮に臨時休業期間が長引いた場合も想定の中を含め、指導計画の変更や学習内容の精選等を行うといったカリキュラム・マネジメントに取り組むことも大切です。加えて、ICTを活用した遠隔での学びの充実も推進していく必要があります。

そこで、県教育委員会では、県立高等学校及び県立中等教育学校が臨時休業中に行う学習指導等についての考え方や留意事項、学校の教育活動再開後の学習の補填に向けた考え方を改めて整理し直すこととし、この「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）」を作成しました。

各学校においては、臨時休業中の学習指導等に当たっては、この指導資料を踏まえ、学校の教育活動再開後の学習への円滑な接続も見据えて、学校や生徒の実情に応じた指導計画の変更や精選を行うとともに、家庭学習で扱う内容の適切な設定や内容の充実に努めるようお願いいたします。

なお、学校の教育活動再開後における取組の具体については、後日、別途示します。

(別表)

日付・通知等種別・件名	概要
2月28日付け高第5416号高校教育課長依頼「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて」	・生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと。
3月11日付け高第5631号高校教育課長・保健体育課長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて(令和2年3月11日時点)」	・生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと。 ・臨時休業の措置が長期化することも想定し、生徒の学習保障の視点から、学習課題等の提示や生徒からの提出などに柔軟に対応できる体制を構築すること。
3月30日付け高第5930号教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための県立高等学校及び県立中等教育学校における臨時休業の実施等について」	・4月6日から2週間程度臨時休業 ・生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと
4月8日付け高第1101号教育長通知「国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について」	・5月6日まで臨時休業の期間を延長 ・休業期間中に登校日は設けない ・学習課題に係る指導・連絡等のために、個別に登校する機会は設定可
4月21日付け高第1224号高校教育課長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」	・課題の設定に当たっては、各校において年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと ・(別添資料)『臨時休業期間中の学びについて』を参考に、各教科・科目等の『単元の指導と評価の計画』に基づいた課題の一覧を1週間ごとに作成し、課題に係る学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すこと ・G Suite for EducationなどのICTの活用により、課題の提示や提出等に対応できるよう取組を推進すること

目 次

	ページ
1 目的	1
2 臨時休業中の学習指導に関する基本的な考え方	1
《臨時休業に係る学習の進め方のイメージ》	2
3 臨時休業中の家庭学習の実施に係る年間指導計画の見直し	3
(1) 家庭学習で実施する学習内容の整理と年間指導計画の見直し	
(2) 実験・実習など家庭学習で実施することが難しい内容の扱い	
(3) 指導計画に基づいた週ごとの課題の一覧の作成と生徒への提示	
4 臨時休業中の家庭学習の充実	4
(1) 学習習慣の確立等に向けた指導・支援	
(2) 学習評価の視点に立った適切な課題の設定	
(3) 一人ひとりの学習状況の把握と必要な指導・支援	
(4) 課題の添削指導のための個人情報在校外持ち出し	
(5) ICTの活用と対面での指導が必要な場合の対応	
(6) 生徒の心身の状況の把握と心のケアについて	
5 ICTを活用した学習等の推進	6
(1) G suite for Education等のクラウドサービスの活用	
(2) 教職員の在宅勤務の推進に向けたICTの積極的な活用	
(3) クラウドサービスを活用したホームルーム・健康観察の実施	
(4) クラウドサービスの教育相談への活用	
(5) クラウドサービスを活用した家庭学習のための課題や教材の提示	
(6) クラウドサービスを活用した課題の提出と添削指導	
(7) クラウドサービスを活用したオンライン授業の実施	
(8) クラウドサービスを活用した同時双方向の遠隔授業の実施	
(9) クラウドサービスを活用する際の個人情報の取扱い	
6 総括評価について	9
(1) 科目の観点別学習状況の評価及び評定について	
(2) 科目の単位認定について	
7 学校の教育活動再開後の学習の補填についての考え方	10
(1) 臨時休業中の学習の実施状況の把握と指導計画の見直し	
(2) 学習の補填についての考え方	

1 目的

この指導資料は、県立高等学校及び県立中等教育学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業延長に伴う学習指導についての指針として、その考え方や留意事項等を示すものである。

2 臨時休業中の学習指導に関する基本的な考え方

県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和2年4月10日付け2文科初第87号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」を踏まえ、臨時休業中の家庭学習の充実を図ることとし、その実施に当たっては、年間指導計画及び単元の指導計画に基づき、課題等による学習指導を行った上で、その学習成果を適切に把握し評価することにより、当該単元については、再度指導する必要がないものと校長が判断することができるものとする。

臨時休業中の学習指導に当たっては、次の点に留意し、遺漏なく取り組むこと。

- 臨時休業中の学習指導に当たっては、生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続することができるように指導・支援するとともに、生徒と学校の間関係を構築し維持できるよう、必要な措置をとること。
- 課題の設定に当たっては、各校において年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと。
- 各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、課題の一覧を1週間ごとに作成し、学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すことで、課題の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。（(別添資料)「臨時休業期間中の学びについて」参照。）
- G Suite for EducationなどのICTの活用により、課題の提示や提出等に対応できるよう取組を推進すること。
- 臨時休業中の家庭学習についても、生徒の学習状況を把握し、目標の実現状況に基づいて観点別学習状況の評価を行うこと。その際には、G Suite for EducationなどのICTの活用を図ること。なお、生徒の学習状況から目標が実現されていないと判断される場合には、個別に支援を行うこと。
- 臨時休業中は、学年等ごとの一律の登校日は設けないこととしているが、生徒の状況を踏まえ、指導・支援が必要な場合は、個別の登校の機会を設けることができる。そのような場合は、保護者の理解を得るとともに、感染防止に万全の措置を講じること。

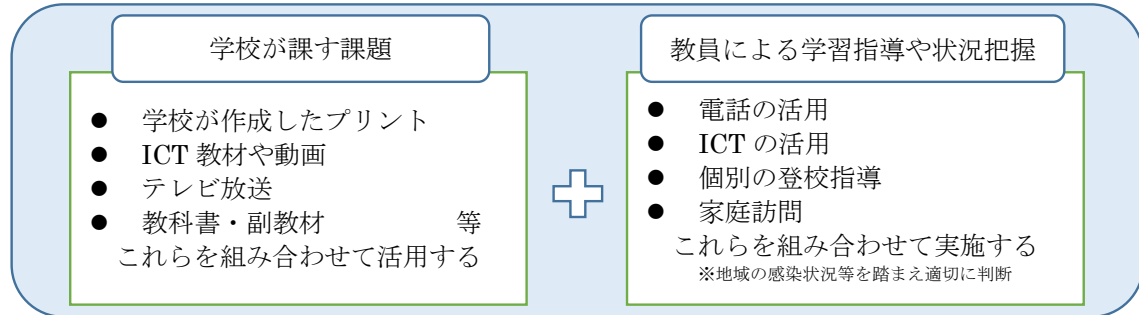
《令和2年4月10日付け2文科初第87号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」》

臨時休業等が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した家庭学習が、一定の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができるとしており、その要件について、生徒に課す家庭学習の内容が、教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること、教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることとされている。

臨時休業に係る学習の進め方のイメージ

① 臨時休業中の家庭学習

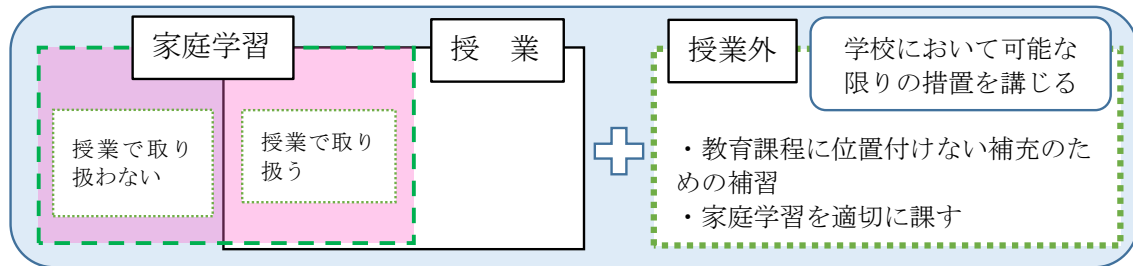
学校が課題を課し、生徒の学習を指導・支援する。



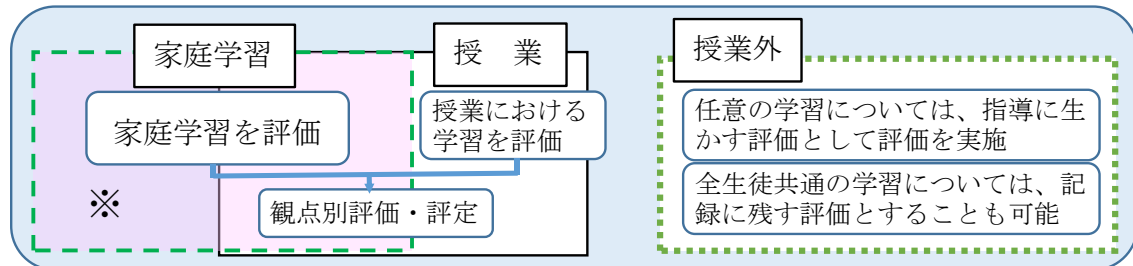
② 教育活動再開後の学習指導

教材を活用して学習指導を行い、学習状況を把握して必要な手立てを講じた上で、適切に学習状況・成果を評価する。

○指導 (家庭での学習状況を把握)



○評価



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置

学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

〈要件〉①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること

②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

《令和2年4月10日付け2文科初第87号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」より抜粋》

※上記の「臨時休業に係る学習の進め方のイメージ」は、小・中・高等学校に共通するものとして表記している。

3 臨時休業中の家庭学習の実施に係る年間指導計画の見直し

(1) 家庭学習で実施する学習内容の整理と年間指導計画の見直し

○臨時休業中の家庭学習の充実を図るため、各学校においては、改めて、各教科・科目等の学習内容について、次の①～③などの視点から整理し、臨時休業中の家庭学習において扱う単元、学習内容等を定めること。

①課題等による家庭学習で十分な成果を期待できるもの

②実験・実習など対面指導のもとに学習する必要がある家庭学習で実施することが難しいもの

③学習指導要領において他者との協働による学習を行うことが求められているもの

○家庭学習のための課題の設定に当たっては、各学校において年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと。

(2) 実験・実習など家庭学習で実施することが難しい内容の扱い

○実験・実習などの家庭学習で実施することが難しい内容については、年間指導計画を見直し、そのような内容を含む単元については、学校の教育活動再開後に扱うこととするなど、指導計画の変更を行うこと。

○臨時休業中に取り扱うこととした単元の中の実験・実習について、その一部又は全部を学校の教育活動再開後に扱うこととすることは可能であるが、学校の臨時休業期間が長期に及ぶ可能性があることも十分考慮して指導計画の変更を行うこと。評価に当たっては、単元ごとに観点別学習状況の評価を行い、それを総括して評価を行うものであり、同一の単元の中で行われる学習活動は、本来、一つの学期の中で扱われるべきものであることを踏まえ、複数の学期にわたって扱う場合には、総括評価の際にその取扱いに留意すること。

○特に、職業に関する学科においては、当該学科の教科に属する科目（例えば、農業に関する各学科においては、農業科に属する科目）に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することとされており、また、生徒も各学科に係る技術の習得や資格の取得を目指していることから、実験・実習の機会の確保は重要である。そうした学科の特性を踏まえ、指導計画の変更については、学校の教育活動再開後に扱う実験・実習に円滑につなげることができるよう配慮することが必要である。

○職業に関する学科における実験・実習のうち、特に基礎的・基本的な技術を身に付けるために必要不可欠なものについては、家庭学習において、実験・実習の内容を十分に理解できるよう動画の視聴等を含めた学習の工夫を行うこと。（※学校の教育活動再開後に行う実験・実習につなげるための家庭学習の工夫については、「5の(7)」に記載）

(3) 指導計画に基づいた週ごとの課題の一覧の作成と生徒への提示

○生徒が学習指導要領に基づいた教育課程に基づく学習を行うことができるよう、各学校が定めた年間指導計画に基づき、計画的に指導を行うことが必要である。また、生徒の学習習慣を確立するためには、毎日、一定の時間に学習することを促すよう、例えば、週ごとに時間割を示し、時間割に基づいた課題等を課す、達成状況を生徒

自身が確認できるようにするなどの工夫を行うことが考えられる。

- 各学校においては、令和2年4月21日付け高第1224号高校教育課長通知「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業等に伴い学校登校できない児童生徒の学習指導について」に従い、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、課題の一覧を1週間ごとに作成し、課題に係る学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すこと。（別添資料）「臨時休業期間中の学びについて」参照。）

4 臨時休業中の家庭学習の充実

(1) 学習習慣の確立等に向けた指導・支援

- 臨時休業中の学習指導に当たっては、生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続することができるように指導・支援することが重要である。そのためには、保護者の理解を得て、協力いただく必要がある。
- 学校の教育活動再開後も見据え、生徒と学校の間関係を構築し維持できるよう、必要な措置をとること。
- 規則正しい生活習慣や学習習慣の確立に向けて、個別の生徒・家庭の状況に応じ、G Suite for Education 等のクラウドサービスや電話連絡による対応、生徒・保護者の了解のもとでの登校機会の設定など、必要な措置をとること。

(2) 学習評価の視点に立った適切な課題の設定

- 生徒一人ひとりの学習の成立を促し、学校全体の教育活動の質の向上を図るために、教員が生徒の学習の成果を的確に捉え、指導の改善を図ることが重要である。また、生徒が自らの学習を振り返り、次の学びに向かうことができるようにするためにも、学習評価の果たす役割は大変重要である。
- そのため、従前から、目標に準拠した評価としての観点別学習状況の評価を実施しているところであるが、臨時休業中の学習指導の実施に当たっても、学習指導要領に則り、「単元の目標」に基づく「評価規準」を設定し、「評価規準」として示した）目標の実現に向けた学習活動を計画し、教科用図書に基づいた適切な指導を行うことが必要である。
- その際、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、課題の一覧を1週間ごとに作成し、課題に係る学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すこと。（再掲）（別添資料）「臨時休業期間中の学びについて」参照。）

(3) 一人ひとりの学習状況の把握と必要な指導・支援

- 家庭学習の状況についても、目標に準拠した評価としての観点別学習状況の評価の趣旨を踏まえ、生徒一人ひとりの学習状況を適切に把握し、評価するとともに、生徒の学習状況に応じて個別の指導を行うこと。特に、目標の実現状況について「努力を要する」状況の生徒に対しては、必要な手立てを講じ、適切に指導・支援すること。
- 特別な配慮を必要とする生徒に対しては、個々の生徒の状況に応じて、柔軟に対応すること。

(4) 課題の添削指導のための個人情報の校外持ち出し

- 令和2年4月14日付け高第1162号「国における緊急事態宣言に伴う県立学校等における臨時休業等に係る対応について（通知）」により、在宅勤務中における学習課題の添削指導等のため、臨時休業の期間中に限って、生徒から提出された課題や生徒名票の個人情報を校外に持ち出すことを特例として認めることができるものとしている。（平成28年3月30日付け高第448号「県立学校における個人情報の適切な管理の徹底について（通知）」及び特第110号「県立特別支援学校における個人情報の適切な管理の徹底について（通知）」により、個人情報については、原則持ち出し禁止としている。）
- なお、校外に持ち出す際は、「個人情報等校外持ち出し許可願」により、校長の許可を得るようすべての教職員に徹底すること。また、校外に持ち出した場合の管理についても、十分注意を払うよう教職員に徹底すること。

(5) ICTの活用と対面での指導が必要な場合の対応

- 感染拡大防止の観点から、家庭学習の実施及びその状況の把握等に ICT を積極的に活用すること。その際、生徒の家庭の ICT 環境を把握し、ICT 環境が整わない家庭がある場合は適切な対応をとること。
 - 生徒の家庭の ICT 環境が整っていない場合、次のような対応が考えられるので、状況に応じて柔軟に対応すること。
 - ・ 生徒はスマートフォンを所有しておらず、家庭にインターネットに常時接続できる Wi-Fi 等の環境もない場合、当該生徒にモバイルルータ及び学校に配備している生徒用学習端末（タッチパネル付きノートパソコン（クロームブック））を貸与する。
 - ・ 生徒はスマートフォンを所有しておらず、家庭にインターネットに常時接続できる Wi-Fi 等の環境はあるが、生徒が学習に活用できる端末がない場合、当該生徒に学校に配備している生徒用学習端末（タッチパネル付きノートパソコン（クロームブック））を貸与する。
 - ・ 生徒はスマートフォンを所有しているが、通信事業者による通信容量制限の緩和策を受けられない契約形態（いわゆる、MVNO（仮想移動体通信事業者）の契約等）であり、また、家庭にインターネットに常時接続できる Wi-Fi 等の環境がない場合、当該生徒にモバイルルータを貸与する。
- なお、各学校にモバイルルータを用意できるまでの間は、課題等の郵送による配付や提出、電話による状況把握と指導・支援を行うほか、その状況に応じて、必要な場合は、当該生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設けることにより、対面での指導・支援を行うことができる。その際は、感染防止の措置をとること。
- 家庭の ICT 環境が整っている場合であっても、生徒の状況により、対面での指導が必要と判断される場合は、生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設けることにより、対面での指導・支援を行うことができる。その際は、感染防止の措置をとること。
 - 生徒へのモバイルルータや生徒用学習端末（タッチパネル付きノートパソコン（クロームブック））の貸与に当たっては、校長が許可することとし、貸出台帳を作成して、当該生徒氏名、貸与する機材、貸与日等を記録し、貸与機材の管理を行うこと。

○ICT の活用に関して、不明な点がある場合は、高校教育課に相談すること。

《令和2年4月21日付け2文科初第154号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障について」》

児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることも鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一律の各種ICTルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

なお、ICTを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信保証金制度」が4月28日に施行となり、著作権者の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となることに留意すること（保証金額については、権利者団体において、令和2年度は特例的に無償として申請）。

(6) 生徒の心身の状況の把握と心のケアについて

- 学級担任や副担任等を中心として、ICTや電話等を活用して、臨時休業中の生徒及び保護者と連絡を密にとり、特別活動におけるホームルーム活動の観点から、生徒の心身の健康状態を把握し、生徒一人ひとりの発達の支援に努めること。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス、その他様々な不安等に関し、必要に応じて、養護教諭や教育相談コーディネーター等と情報共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐなど、必要な支援を行うこと。
- 生徒や保護者の悩みや不安に対応するため、各学校の相談窓口を周知するほか、「総合教育センターの総合教育相談」「24時間子どもSOSダイヤル」「子ども・家庭110番」「こころの電話相談」等の相談窓口を周知するなど、生徒の心のケア等に配慮すること。
- 生徒の心のケア等の必要性に応じて、対面での指導が必要と判断される場合は、生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設けることにより、対面での指導・支援を行うことができる。その際は、感染防止の措置をとること。

5 ICTを活用した学習等の推進

(1) G Suite for Education 等のクラウドサービスの活用

- 感染拡大防止の観点から、家庭学習の実施及びその状況の把握等にICTを積極的に活用することとし、臨時休業期間が長期に及ぶ中、より一層の家庭学習の充実を図るため、すべての県立高等学校及び県立中等教育学校において、G Suite for Education等のクラウドサービスを積極的に活用すること。
- 令和2年度4月補正予算で措置した家庭におけるWi-Fi環境の整備（モバイルルーターの貸与）について、学校ごとに整った段階で、ICTを活用した学習指導を推進すること。生徒の家庭のICT環境が整うまでの間は、「5の(8)」に示した「クラウドサービスを活用した同時双方向の遠隔授業」は実施しないこと。その他のICTを活用した学習等については、ICT環境の整わない家庭の生徒が不利益を被ることがないように、適切な配慮のもと実施すること。

(2) 教職員の在宅勤務の推進に向けた ICT の積極的な活用

- 「4の(4)」に記載のとおり、学校に配備された生徒用学習端末（タッチパネル付きノートパソコン（クロームブック））を、家庭の ICT 環境が整っていない生徒のために活用するほか、教職員の在宅勤務を推進する観点から、教職員への貸与を可能とする。
- 教職員への生徒用学習端末の貸与に当たっては、校長が許可することとし、貸出台帳を作成して、貸出する端末及び貸出日等を記録し、管理を徹底すること。また、貸与を受けた教職員は、端末を破損や紛失することのないよう、その管理に万全を期すこと。
- 学習のための課題の作成と教職員間での共有や共同作成のために、Google Classroom を教職員用に設定して、教職員が在宅勤務を行っていても、生徒への指導用の教材等を作成したりするなど、クラウドサービスを積極的に活用すること。なお、教材作成以外の学校の業務データの共有及び、教員間の打合せには Microsoft Teams（テレビ会議機能も有り）を活用すること。

(3) クラウドサービスを活用したホームルーム・健康観察の実施

- 生徒の基本的な生活習慣や学習習慣を維持するために、クラウドサービス（Google Classroom 等）を活用して、少なくとも一日一回以上の定時連絡を行うことで、平時の学校において行っているホームルームと同様のものを実施すること。実施する時間、回数については、各学校や課程の実情に応じて、各学校で定めること。その際、定時連絡の項目として、健康観察の項目を必ず含めること（定時に生徒が入力することとしてよい）。
- Google Classroom 等を活用する場合、設定に当たっては、学級担任だけでなく副担任や学年の他の教員等、複数の教職員が同時に参加でき、内容を確認できるようにすること。
- 各学校の工夫として、G Suite for Education に含まれる機能（Meet）を活用して、オンラインでホームルームを実施することも考えられる。

(4) クラウドサービスの教育相談への活用

- 教育相談が必要と判断される生徒の相談に当たっても、感染拡大防止の観点からクラウドサービスを積極的に活用すること。ただし、Google Classroom 等への書き込みに関し、全体共有、個別メッセージの違いなどを示し、具体的な相談内容は記載しないよう指導すること。
- 生徒の状況に応じて、必要な場合は、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーと調整の上、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーとの教育相談を実施する際にもクラウドサービス（Meet の機能）を積極的に活用すること。ただし、教育相談を実施する際は、教育相談コーディネーターをとおしてスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーの勤務日の勤務時間内に行うよう調整すること。
- なお、生徒の心のケア等の必要性に応じて、対面での指導が必要と判断される場合は、生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設けることにより、対面での指導・支援を行うことができる。その際は、感染防止の措置をとること。

(5) クラウドサービスを活用した家庭学習のための課題や教材の提示

- 感染拡大防止の観点から、1週間ごとに作成された「課題の一覧」に示した内容に基づいた家庭学習のための課題や教材を生徒に提示する際は、Google Classroom等を活用すること。
- 家庭学習のための課題や教材の作成に当たっては、教科用図書や副読本を活用することを前提として、スマートフォン等の端末のみで取り組むことが可能な課題や教材、パソコンやタブレット端末などを用いて取り組むことが望ましい課題や教材など、学校や生徒、家庭の実情に応じて工夫すること。

(6) クラウドサービスを活用した課題の提出と添削指導

- 感染拡大防止の観点から、生徒が取り組んだ課題を提出する際にも、Google Classroom等を活用すること。
- 学習内容の定着を図るため、また、「関心・意欲・態度」の状況を把握するためにも、生徒に学習で身に付けたこと（分かったことや疑問に思ったこと等）などについての振り返りを記入させること。振り返りについては、課題の中に含めたり、ポートフォリオとして記録させるなど各学校で工夫すること。
- 提出された課題に関しては、添削による指導等を行い、生徒にフィードバックすること。各生徒の単元の学習の状況について把握し、その状況を観点別学習状況の評価として評価し、適切な機会を捉えて生徒にフィードバックすることにより、学びの改善を図ること。

(7) クラウドサービスを活用したオンライン授業の実施

- クラウドサービスを活用したオンラインでの授業の実施については、①授業動画を生徒が視聴し、課題等に基づいた学習を行うものと、②同時双方向で行う遠隔授業により学習を行うものがある。ここでは、①を「オンライン授業」とする。
- 「オンライン授業」の実施に当たっては、5分から10分程度の短い時間で、生徒に身に付けてほしい基礎的な知識・技能等を説明・解説するとともに、知識・技能をどのように活用して課題等の学習に取り組むのか説明するなど、生徒が学習に取り組むやすい工夫を行うこと。
- 課題への取り組み方や提出に当たっての留意点を「オンライン授業」の中で説明するなど、家庭学習の指導・支援を行い、学習評価に結びつくものとなるようにすること。
- 臨時休業中のため、生徒は自宅にいる状況が続いているが、教科担当者がオンラインで授業を行うことで、学習への動機付けや学習習慣の確立につながることを期待できる。
- 「3の(2)」に記載の職業に関する学科で実施する実験・実習のうち、特に基礎的・基本的な技術を身に付けるために必要不可欠なものについて、学校の教育活動再開後における実験・実習の学習にスムーズにつなげるために、実験・実習の内容を事前に理解することができるよう、実験・実習のポイントや留意点等に関する動画等の教材を作成し、「オンライン授業」により生徒の理解を促すこと。

(8) クラウドサービスを活用した同時双方向の遠隔授業の実施

- 同時双方向の遠隔授業を行うことで、平時の教室で行う授業に近い形で、他者との協働による学習を行うことも可能となる。
- 必ずしも 50 分間継続して同時双方向による授業を行う必要はなく、育成を目指す力を効果的に育むための学習活動を計画し、必要な場面で必要な時間、実施する。同時双方向で行う時間以外は、課題に基づく学習を行う。
- 学習活動の計画に当たっては、同時双方向の遠隔授業でなければ、できない学習であるのか、十分に吟味し、併せて、生徒の家庭の ICT 環境等も考慮した上で、学習指導について計画すること。

(9) クラウドサービスを活用する際の個人情報の取扱い

- クラウドサービスを活用して生徒から提出された課題等については、添削による指導等を行い、生徒にフィードバックすることとしている（5の(6)）。添削指導を行う際は、生徒一人ひとりが自らの学習を振り返り、その改善に生かすことができるよう留意しながら添削することとし、そのための形成的な評価、日常的に行われる小テスト等の状況等については、記載して差し支えない。
- なお、総括評価である評定や観点別学習状況の評価、また、定期試験の得点については、クラウドサービスを活用して生徒にフィードバックできないものとする。
- さらに、生徒にフィードバックする情報が他の生徒に漏えい等することのないよう、その取扱いに十分留意すること。

6 総括評価について

(1) 科目の観点別学習状況の評価及び評定について

- 科目の一部又は全部が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても、各学校において、「単元の目標」に基づく「評価規準」を設定し、「(評価規準として示した) 目標の実現に向けた学習活動を計画、実施した際の生徒の学習状況について観点別学習状況の評価を行い、総括評価としての評定を行うものとする。

(2) 科目の単位認定について

- 校長は、科目の一部が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても、生徒の学習状況が、科目の目標に照らして満足できる状況であると認められる場合には、当該科目の単位を認定することができる。
- 特に、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる科目の場合など、科目の全部が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても、校長は、生徒の学習状況が、科目の目標に照らして満足できる状況であると認められる場合には、当該科目の単位を認定することができる。

7 学校の教育活動再開後の学習の補填についての考え方

(1) 臨時休業中の学習の実施状況の把握と指導計画の見直し

- 臨時休業期間の後、学校の教育活動の再開については、その時点の状況を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開を検討することとしている。
- 各学校においては、学校の教育活動の再開の見通しが立った段階で、各科目等の臨時休業中の学習の状況を把握し、再開後の各科目に充当すべき時間数を検討・計画し、指導計画の見直しを行うこと。

(2) 学習の補填についての考え方

- 学校の教育活動の再開の見通しが立った段階で、再開後の各科目の指導に充当すべき時間数を検討・計画し、指導計画の見直しを行う際、①長期休業期間の短縮による授業時間数の補充に加えて、②週休日における授業（土曜授業）の実施による授業時間数の補充、③平日の補習等の実施による学習内容の補填の組合せ等により学習の補填を行うことができる。学校の教育活動再開後における取組の具体については、後日、別途示す。

- それぞれの扱いについては次のとおりとする。

- ・長期休業期間の短縮

学年始、夏季、冬季、学年末等の休業あらかじめ教育長に届け出た日は、学年で通算して60日以内とし、届け出た休業日の日数により難い特別の事情が生じたときは、その日数を減少することができるとしている（5日以内）が、今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための臨時休業の実施に伴う対応においては、学年の休業日の日数を一定の範囲内で減じることとする。なお、休業日の日数を減じる場合の一定の範囲については、後日、別途示す。

- ・週休日における授業（土曜授業）の実施

今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための臨時休業の実施に伴う対応においては、学校及び生徒の実情に応じて、週休日における授業（土曜授業）の実施を可能とする。

- ・平日の補習等の実施

生徒の学習ニーズに応えるために、授業時間に充当しない補習を行うことは可能であるが、その場合は、授業時間に位置付けて実施する授業の内容を補うものとし、平日の補習を受けなければ、当該科目等の学習内容の扱いに不足が生じることがないようにすること。

なお、平時の授業においては、1日当たり50分授業を6時間、週当たり30時間の授業時間としている学校が、指導計画の見直しにより週当たり30時間を超えて時間数を設定することができる。その場合、1日当たり45分授業を7時間とする等の工夫をすることも考えられる。